

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	補装具費の支給決定	
根拠条例等・条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第65条の7 堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第27条、第28条、第29条	
所 管 課	各区保健福祉総合センター 地域福祉課 各区保健センター（美原区は地域福祉課のみで所管）	
審 査 基 準	(1) 補装具の定義：次の要件をすべて満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・身体に欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの ・身体に装着（装用）して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの ・給付に際して専門的な知見（医師の判定書又は意見書等）を要するもの (2) 補装具の種目及び金額 <ul style="list-style-type: none"> ・補装具の種目、購入又は修理要する費用の額の算定等に関する基準 ・補装具の種目、購入又は修理要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品 (3) 対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・原則、堺市に居住する者 ・身体障害者、身体障害児及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に規定する特殊の疾病に該当する難病患者等 (4) 利用者負担 <ul style="list-style-type: none"> ・原則、定率1割負担。所得額に応じた月額負担上限額の設定あり。ただし、市町村民税課税世帯で、本人、又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の者は対象外。 	
標準処理期間	標準処理期間	申請される内容により審査方法が異なるため、申請時に提出先にお問い合わせください。
	標準処理期間を設定できない理由	申請される内容により審査方法が異なるため